



山形県公報

平成27年10月13日（火）
第2688号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 訓令

○山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令……………（市町村課）…1271

### 告示

- 特定猟具使用禁止区域の指定……………（みどり自然課）…1272
- 平成23年10月県告示第911号（特定猟具使用禁止区域の指定）の一部改正……………（同）…1273
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………（都市計画課）…同
- 建築基準法の規定による構造計算適合性判定の委任……………（建築住宅課）…1274

### 公告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（庄内総合支庁総務課）…同
- 平成27年度家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の実施……………（畜産振興課）…同
- 平成27年度家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会修業試験の実施……………（同）…1275
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（監査委員）…同

## 訓令

### 山形県訓令第14号

庁 中  
出 先 機 関

山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成27年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令

山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成14年8月県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「(指定情報処理機関（法第30条の10第1項に規定する指定情報処理機関をいう。）が本県に委託により設置したネットワークにおいて不正侵入を防御する電子計算機を含む。）」を削り、同条第2号中「指定情報処理機関サーバ」を「機構サーバ」に、「第30条の5第1項」を「第30条の6第1項」に改める。

第6条の見出し中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、同条第1項中「第30条の8第1項」を「第30条の15第1項」に、「基づき、本人確認情報」を「基づき、同項に規定する都道府県知事保存本人確認情報（以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。）」に、「長は、本人確認情報」を「長は、都道府県知事保存本人確認情報」に、「及び本人確認情報」を「及び当該都道府県知事保存本人確認情報」に改め、同条第2項中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第7条中「本人確認情報の利用及び」を「都道府県知事保存本人確認情報の利用及び本人確認情報の」に改める。

第8条中「第30条の37」を「第30条の32」に、「本人確認情報を」を「都道府県知事保存本人確認情報を」に改める。

第9条の見出し中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、同条中「第30条の8第2項」

を「第30条の15第2項」に、「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第856号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

平成27年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 中郷特定猟具使用禁止区域（寒河江市及び西村山郡大江町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成27年11月1日から平成33年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 2 (1) 名 称 貫津特定猟具使用禁止区域（天童市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 3 (1) 名 称 山口特定猟具使用禁止区域（天童市）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 4 (1) 名 称 鬼ノ目特定猟具使用禁止区域（東村山郡山辺町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 5 (1) 名 称 最上川中山緑地特定猟具使用禁止区域（東村山郡中山町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 6 (1) 名 称 今宿特定猟具使用禁止区域（北村山郡大石田町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 7 (1) 名 称 神室少年自然の家特定猟具使用禁止区域（最上郡真室川町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 8 (1) 名 称 蛭沢特定猟具使用禁止区域（東置賜郡高畠町）  
(2) 区 域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

- (3) 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 9 (1) 名称 愛宕山公園特定猟具使用禁止区域（西置賜郡白鷹町）  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 10 (1) 名称 藤島特定猟具使用禁止区域（鶴岡市）  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 11 (1) 名称 遊佐特定猟具使用禁止区域（飽海郡遊佐町）  
(2) 区域 別紙のとおり（別紙は省略し、環境エネルギー部みどり自然課及び庄内総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）  
(3) 存続期間 平成27年11月1日から平成37年10月31日まで  
(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

#### 山形県告示第857号

平成23年10月県告示第911号（特定猟具使用禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、平成27年11月1日から施行する。

平成27年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第13項までを1項ずつ繰り上げる。

#### 山形県告示第858号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
西置賜郡小国町大字大滝
- 2 公共測量を実施する期間  
平成27年10月13日から同年12月18日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

#### 山形県告示第859号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき河北町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 河北都市計画下水道
  - (2) 名称 河北公共下水道
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

**山形県告示第860号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成27年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
  - (1) 名称 日本建築検査協会株式会社
  - (2) 住所 東京都中央区日本橋三丁目13番11号
- 2 業務区域  
山形県全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地  
東京都中央区日本橋三丁目13番11号
- 4 行わせることとした構造計算適合性判定の業務  
次のいずれかに該当する建築物（日本建築検査協会株式会社の構造計算適合性判定業務規程により構造計算適合性判定を行わないこととしたものを除く。）に係る構造計算適合性判定
  - (1) 延べ面積が10,000平方メートルを超える建築物
  - (2) 高さが31メートルを超える建築物
  - (3) 県内に構造計算適合性判定の業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関（建築基準法第18条の2第1項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとしたものに限る。）が当該指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程により構造計算適合性判定を行わないこととした建築物
- 5 業務の開始の日  
平成27年9月24日

---

**公 告**

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成27年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成27年9月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人花の会
  - (2) 代表者の氏名  
小野寺 喜一郎
  - (3) 主たる事務所の所在地  
鶴岡市若葉町15番5号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、すべての障害者及び、虐待、いじめ等により助けを必要としている人々に対して、その才能を伸ばし、生活の質の向上と自立を図り、健康増進や社会参加、安全な避難場所の提供などの支援を行うことに関する事業及び特定指定相談支援に関する事業を行い、福祉の充実に寄与し、人々が幸せに生活できる、町づくりの推進を目的とする。

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり実施する。

平成27年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 講習会の期間及び場所

(1) 期 間 平成27年11月16日（月）から同年12月10日（木）まで

(2) 場 所 新庄市大字鳥越字一本松1076番地  
山形県農業総合研究センター畜産試験場

2 対象となる家畜の種類

牛

3 受講対象者

牛の家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者

4 受講手続

受講願書を平成27年10月30日（金）までに住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に提出すること。ただし、住所地が県外の場合は同日までに農林水産部畜産振興課に提出すること。

5 その他

詳細については、農林水産部畜産振興課又は住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に問い合わせること。

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による平成27年度家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修了者に対する修業試験を次のとおり実施する。

平成27年10月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の期間及び場所

(1) 期 間 平成27年12月11日（金）から同月14日（月）まで

(2) 場 所 新庄市大字鳥越字一本松1076番地  
山形県農業総合研究センター畜産試験場

2 受験手続

受験願書を平成27年12月10日（木）までに住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に提出すること。ただし、住所地が県外の場合は同日までに農林水産部畜産振興課に提出すること。

3 その他

詳細については、農林水産部畜産振興課又は住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事、山形県議会議長及び山形県病院事業管理者から平成27年7月24日、平成27年9月11日及び平成27年9月18日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成27年10月13日

山形県監査委員 森 田 廣  
山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門  
山形県監査委員 会 田 稔 夫  
山形県監査委員 加 藤 香

| 監査対象機関 | 指 摘 事 項            | 措 置 の 内 容                                                                   |
|--------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 大阪事務所  | 契約の締結が適切でないものがある。  | 契約の締結に当たっては、関係規程への理解を深めるとともに、定期的に複数職員による確認を行うよう改善した。                        |
|        | 支出負担行為が適切でないものがある。 | 支出負担行為の手続に当たっては、関係規程への理解を深めるとともに、チェックリストにより情報を共有し、定期的に複数職員による確認を行うよう体制を整えた。 |

|            |                                     |                                                                                                   |
|------------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | 支出事務が適切でないものがある。                    | 支出事務の執行に当たっては、関係規程への理解を深めるとともに、チェックリストにより情報を共有し、定期的に複数職員による確認を行うよう体制を整えた。                         |
| 議会事務局      | 支出事務が適切でないものがある。                    | 支出事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、全ての前渡資金について前渡資金出納簿を作成し、複数職員による事務の確認を徹底するよう改善した。                      |
| 中央病院       | 前回監査において指摘された事項について、改善を行っていないものがある。 | 支出事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、複数職員による事務のチェック体制を強化する等内部牽制が有効に機能するよう改善した。                            |
|            | 未収金等の債権の管理が適切でないものがある。              | 行政財産の使用許可を行う係が収入調定、納入通知書の発行及び収納まで一括して処理するよう改善した。                                                  |
| 救命救急センター   | 前回監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。 | 支出事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、複数職員による事務のチェック体制を強化する等内部牽制が有効に機能するよう改善した。                            |
| 新庄病院       | 契約の締結が適切でないものがある。                   | 契約事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、複数職員による事務のチェック体制を強化する等内部牽制が有効に機能するよう改善した。                            |
| 河北病院       | 前回監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。 | 支出事務の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、システムやチェックリスト等を活用することによりミスが生じないよう作業手順を改善した。                           |
| こころの医療センター | 前回監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。 | 支出事務の執行に当たっては、関係法令等の確認に加えて、過去の指摘事項をまとめた事例集を作成して参照することとし、さらに複数職員によるチェック体制を強化する等内部牽制が有効に機能するよう改善した。 |